

岡山県立成徳学校心理療法担当職員（短時間勤務会計年度任用職員）
採用試験受験案内

令和8年1月14日

岡山県立成徳学校
〒703-8282 岡山市中区平井2-2572
直通電話086-272-1269

岡山県立成徳学校では、心理療法担当職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 勤務場所、任用期間、業務内容、応募資格等

(1) 勤務場所

岡山県立成徳学校（岡山市中区平井2-2572）

(2) 採用予定人数 1名

(3) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

(4) 業務内容

- ・ 対象児童等への助言及び指導等の補助
- ・ 施設職員への助言及び指導等の補助
- ・ 対象児童等の学校生活及び日常生活等の観察など

(5) 応募資格

ア 次の（a）及び（b）の両方の要件を満たす者

（a）学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者

（b）学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有していること。

イ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 など

ウ 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者

2 勤務条件、報酬等

(1) 勤務日及び勤務時間

週4日以内の8時30分から16時45分まで（うち休憩時間60分）

※勤務時間は1日7時間15分（週29時間以内）、勤務日数は週4日以内となるよう割り振ります（公務の都合により、他の勤務日及び勤務時間に振り替えることがあります）。

※所定の勤務時間を超えて勤務していただく必要がある場合は、事前命令により時間外勤務を行っていただきます。

(2) 週休日

勤務が割り振られていない日とします。

(3) 年次休暇（有給）

週の勤務日数（週以外の期間により勤務日数が定められている場合は年の勤務日数）、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じ、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与されます。

(4) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・ 有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住所滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加、私傷病）
- ・ 無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

(5) 報酬等

基本報酬：月額9,000円以上9,920円以内で学歴・職歴を考慮して決定

（令和8年1月現在。変動する場合があります。）

通勤に要する費用：一般職員に準じて計算し勤務日数に応じて月額で支給

※上記のほか、期末手当及び勤勉手当が支給されます（基準日に在職している等一定の要件を満たす場合）。

※上記のほか、一般職員に準じて諸手当（地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬）が支給される場合があります。

(6) 社会保険等

雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険が適用されます。

公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険あるいは公務災害補償に準じた補償が適用されます。

(7) その他

勤務条件の詳細については、規則によることとします。

地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

3 受験（施設見学）申込みの受付

(1) 受付期間 令和8年1月30日（金）まで

(2) 受付時間 8時30分から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付場所 〒703-8282 岡山市中区平井2-2572 岡山県立成徳学校

(4) 連絡先 086-272-1269

(5) 担当者 岡山県立成徳学校 副校長 三村(ミムラ)

(6) 注意事項 ア 児童自立支援施設を御理解いただくために採用試験前に施設見学をお願いしております。まずは、成徳学校まで御連絡お願いいたします。施設見学後、提出書類をお渡しします。

イ 他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

4 採用試験

- (1) 試験日時 提出書類が当校到着後、こちらから連絡します。
〔2月2日（月）から6日（金）の間で個別に行う予定です〕
- (2) 試験会場 岡山市中区平井2-2572 岡山県立成徳学校
- (3) 試験内容 面接（業務遂行能力、人柄等に関する口述試験）
- (4) 必要な物 筆記用具を持参してください。
- (5) 合否決定 得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は不合格とします。
- (6) 合格発表 合格、不合格にかかわらず、郵送又は電話にて通知します。
- (7) その他 試験の結果については、個人情報の保護に関する法律により、保有個人情報の本人提供の申出をすることができます。提供することができる個人情報は、受験者の本人の得点及び順位で、合格発表の日から1か月間、受験申込先において受け付けますので、本人確認書類（免許証等）を持参してください。法定代理人の方が本人に代わって提供を希望する場合は、法定代理人自身の本人確認書類と法定代理人であることを証明する書類を持参してください。

特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の定義

◎学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）（抄）

（定義）

第二条 （中略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの